

宍粟市公共施設等総合管理計画改訂業務仕様書

1 業務の名称

宍粟市公共施設等総合管理計画改訂業務

2 業務の目的

宍粟市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成 27 年度（平成 28 年 2 月）に「宍粟市公共施設等総合管理計画」を策定した。その後、計画を推進するため、令和元年度（令和元年 12 月）に「宍粟市公共施設等総合計画個別計画」を策定、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日）や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和 4 年 4 月 1 日）など、国の通知、指針を踏まえ見直しを行った。現行計画においては、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間として、以後 10 年の期間ごとに評価・見直しを行うとしている。令和 7 年度に現行計画の計画期間が満了を迎えることから、本市の公共施設等の現況及び財政収支、費用負担の見通しについて、最新の情報に更新するとともに、人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、基本方針・削減目標等を再検証し改訂する。専門的な見地から調査、提案、助言等の支援を受け、効率的に業務を実施していくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4 計画期間とコストシミュレーション

計画期間は 10 年間（令和 8 年度から令和 17 年度）

計画記載のコストシミュレーションは 30 年間（令和 8 年度から令和 37 年度）

5 対象施設等

対象施設等は、現行計画で対象としている範囲とする。現行計画策定後の施設の増減を反映すること。

6 業務の内容

（1）国の指針との整合

総務省作成の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に基づき、必要な事項の追加・改訂等を行うこと。

① 公共施設等の現況及び将来の見通し

ア 施設保有量とその推移

イ 老朽化の状況

ウ 有形固定資産減価償却率の推移

エ 過去に行った対策の実績

② 現行計画の達成状況の評価と分析

現行計画期間である平成 28 年度から令和 7 年度までの達成状況（延べ床面積及び維持管理費

等)の評価と分析を行うこと。達成状況については施設分類ごとに整理し、評価・分析すること。

③ 将来の更新費用の試算及び数値目標の再設定

宍粟市が保有している公共施設等の施設分類ごとの更新等に係る中長期的な経費の見込みを試算すること。また、公共施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みと長寿命化対策を行った場合の見込みの試算を行うとともに、長寿命化対策を実施したことによる効果額を試算すること。充当可能な地方債、基金等の財源についても調査し、整理すること。個別施設計画が策定されている施設及び施設分類においては、その計画との整合を図ること。

将来の更新費用の試算と宍粟市の投資的経費との比較を踏まえ、数値目標（案）を検討すること。

④ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的方針の見直し

「公共施設等の現況及び将来の見通し」（先述①）を踏まえ、以下の項目等を見直しを行うこと。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ア 計画策定年度及び改訂年度 | イ 計画期間 |
| ウ 全庁的な取組体制の構築 | エ 見直しの背景と計画の位置付け及び範囲 |
| オ 財政収支の見通し | カ 総人口と年代別人口についての今後の見通し |

⑤ 現状や課題に関する基本認識

宍粟市の財政収支見通しを踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、また、他の地方自治体との比較等を行い、公共施設等の数量等が適正規模にあるか等を調査、整理すること。

⑥ 公共施設等の管理の基本的な方針の見直し

上記①から⑤を踏まえ、公共施設等の管理に必要となる基本的な方針等を見直しを行うとともに、数値目標達成に向けて、総務省が示している下記の項目の実施方針の記載すること。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ア 点検・診断等の実施方針 | イ 維持管理・更新等の実施方針 |
| ウ 安全確保の実施方針 | エ 耐震化の実施方針 |
| オ 長寿命化の実施方針 | カ ユニバーサルデザイン化の推進方針 |
| キ 脱炭素化の推進方針 | ク 統合や廃止の推進方針 |
| ケ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | |
| コ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針 | |

⑦ P D C Aサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画の進捗状況等について、P D C Aサイクルの期間や手法を定め、その推進方針について記載すること。

(2) 個別施設計画等との整合

個別施設計画が策定されている施設及び施設分類においては、個別施設計画を踏まえ計画素案を作成すること。また、個別施設計画において、公共施設等総合管理計画に記載すべき内容が不足している場合は調査、検討を行い公共施設等総合管理計画に記載すること。

(3) 固定資産台帳データとの整合

「7. 計画改訂にあたっての留意事項」(後述)に記載するコストシミュレーションの試算用システムと宍粟市の固定資産台帳データの整合を図ること。

(4) 計画素案の作成

上記(1)から(3)を踏まえ、計画素案を作成すること。なお、受託者は現状等の分析結果や他の地方自治体等の優良事例を調査し、積極的に提案すること。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案完成後、パブリックコメントを実施する。受託者は、寄せられた意見等の回答案の作成及び計画の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うこと。

(6) 計画の最終案の作成

(1) から(5)を踏まえ、宍粟市との協議の上で計画の最終案を作成すること。

7 計画改訂にあたっての留意事項

(1) コストシミュレーションについて

コストシミュレーションの試算用システム及びデータについては、宍粟市が使用しているものを使用すること。ただし、試算の正確性やデータ管理が容易となる等の理由により受託者が提案する試算用システム及びデータを使用する場合は、宍粟市の承諾を得てから使用すること。また、完成した試算用システム及びデータを宍粟市に提供するとともに、宍粟市でもデータの更新ができるよう取扱説明書等を作成すること。宍粟市が所有しているコストシミュレーションの試算用システム及びデータについては、契約締結後に提供する。

(2) 計画書の作成について

計画書には、図表やグラフなどを用い、見やすさに配慮するとともに、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

8 関連指針・計画等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の通達・基準・計画等に準拠して実施すること。

(1) インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)

(2) 令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日 総財務第6号)

(3) 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(令和5年10月10日改訂)

- (4) 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) 宍粟市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月策定、令和 5 年 1 月改訂）
- (6) 宍粟市学校施設の長寿命化計画（令和 3 年 3 月）
- (7) 宍粟市公営住宅等長寿命化計画（令和 4 年 3 月）
- (8) 宍粟市水道ビジョン（令和 4 年 3 月）
- (9) 宍粟市橋梁個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画）（令和 7 年 3 月）
- (10) 宍粟市下水道事業経営戦略（令和 7 年 3 月）
- (11) その他関係法及び通達、宍粟市の公共施設に関する計画等

9 想定スケジュール

業務内容	期間
(1) 現行計画の実績等の検証及び施設更新等に 係る経費の試算及びデータの整理 等	契約締結後～令和 7 年 10 月
(2) 計画の改訂案の検討	
(3) 計画素案完成	令和 7 年 11 月下旬
(4) パブリックコメントの実施	令和 8 年 1 月上旬から令和 8 年 2 月上旬
(5) 計画完成	令和 8 年 3 月上旬

10 成果品

- (1) 宍粟市公共施設等総合管理計画書（改訂版）のデータ
 - (2) 業務過程で作成したデータ（公共施設等の現況、将来の財政収支及び費用負担の見通し、分析データ等）
 - (3) 参考資料（業務過程で作成・収集した資料、提供可能参考文献等）のデータ
 - (4) その他宍粟市の指示によるもの
 - (5) 上記（1）から（4）の成果品の電子データ一式（CD 等）
- 原則、編集可能な Word 又は Excel の電子データ及び PDF データの両方を提出すること。ただし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、宍粟市と協議を行う。

11 注意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国が示す指針を理解したうえで作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じ行う。
- (3) 業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (4) 今後、新たに国等により計画策定に関する指針等が示された場合には、宍粟市と協議のうえ、当該指針等を踏まえた内容とする。
- (5) 成果品の所有権、著作権、利用権等は宍粟市に帰属するものとする。
- (6) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、宍粟市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。